

第 24 号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 30 年 8 月 23 日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

府立京都すばる高等学校の商業に関する学科の改編及び府立峰山高等学校の工業に関する学科の改編に伴い、「京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則」（昭和 39 年京都府教育委員会規則第 3 号）について、所要の改正を行うものである。



京都府教育委員会規則第●号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表京都府立京都すばる高等学校の項中「会計科 企画科 ビジネス探求科」を「起業創造科 企画科」に改め、同表京都府立峰山高等学校の項中「産業工学科」を「機械創造科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に京都府立京都すばる高等学校の会計科及びビジネス探求科並びに京都府立峰山高等学校の産業工学科に在学している生徒の学科は、この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間、この規則による改正後の京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号） 新旧対照表

現行		改正案				備考
<p>第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科を設置する。</p>						
学校名	分校 名称	校 位置	課 程	学 科		
府都 都京 立す 等 高 校			全 日 制	起 業 創 造 科 企 画 科 情 報 科 学 科		学 科 改 編
府山 都峰 立高 等 校			全 日 制	普 通 科 機 械 創 造 科		
(略)						

参考資料

(京都府立京都すばる高等学校)

昭和59年	平成8年	平成11年	平成14年	平成17年
経理科	会計科	会計科	会計科	会計科
	経理科	(廃止)		
情報処理科	情報処理科	情報処理科	情報処理科	企画科
流通経済科	流通経済科	流通経済科	流通経済科	(廃止)
国際経済科	国際経済科	国際経済科	国際経済科	情報科学科

現行(平成20年～)
会計科
企画科
ビジネス探求科
情報科学科

改正案	ポイント
起業創造科	3つの学科を融合し、起業家マインドを持ち、地域創生に貢献できる人材の育成を目指す学科(起業創造科)と、国際的視野を持ち、社会全体に貢献できる人材の育成を目指す学科(企画科)に再編するもの。
企画科	
情報科学科	(変更なし)

(※) 平成15年4月、府立商業高等学校から府立京都すばる高等学校に校名変更

(京都府立峰山高等学校 本校)

昭和22年	昭和47年	平成3年	平成5年	平成20年
普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
紡績科	繊維工学科	繊維工学科	繊維デザイン科	産業工学科
機械科	機械科	機械科	機械システム科	繊維デザイン科
工業科学科	工業科学科	(廃止)	機械システム科	機械システム科

現行(平成23年～)
普通科
産業工学科 (機械系統) ※デザイン系統は平成28年度から募集停止

改正案	ポイント
普通科	(変更なし)
機械創造科	産業工学科はデザイン系統と機械系統の2系統で構成していたが、平成28年に系統が1つとなり、学科として再構築する必要がある。 ものづくりの基盤である従来の機械加工に関する学びに加え、現代のメカトロニクス等新しい技術等にも対応した教育を行う中で、新しいモノを創り出し、いく技術者を育成すること目指し改編するもの。

